（中国四国管区警察局長）警視監　村田　達哉
近畿管区警察局長を命ずる
（兵庫県警察本部長）同　村井　紀之
中国四国管区警察局長を命ずる
（北海道警察情報通信部長）警察庁技官　飯濱　誠
警察庁長官官房技術総括審議官を命ずる
（福岡県警察本部警務部長）警視監　川畑　佳市
警察庁技官に任命する
警察大学校附属警察情報通信学校長を命ずる
（鳥取県警察本部長）警視長　野村　朋美
警察庁長官官房付を命ずる
（警察庁長官官房付）同　野村　朋美
原子力規制委員会に出向させる
（警察庁長官官房人事課監察官）警視正　渡辺　幸次
警視長に任命する
警察庁長官官房参事官（総合調整・刑事手続のIT化・統計総括担当）兼生活安全局付兼刑事局付を命ずる
（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））内閣事務官　野田　哲之
警視長に任命する
警察庁長官官房参事官（サイバー情報担当）兼警備局付を命ずる
（警察庁長官官房付）警視長　山本　哲也
警察庁刑事局捜査第一課長を命ずる
（神奈川県警察本部刑事部長）同　崎山　慶
警察庁交通局交通指導課長を命ずる
（警察庁サイバー警察局サイバー捜査課長）同　種田　英明
警察庁サイバー警察局情報技術解析課長兼務を命ずる
（警察大学校警務教養部長兼特別捜査幹部研修所付兼警察政策研究センター付）警視監　森本　敦司
警察大学校警備教養部長兼務を命ずる
（科学警察研究所副所長）同　白井　利明
科学警察研究所総務部長事務取扱を命ずる
（関東管区警察局情報通信部付）警察庁技官　山本　栄幹
関東管区警察局情報通信部長を命ずる
（警察庁サイバー警察局情報技術解析課長）同　塚本　雅人
警視長に任命する
中部管区警察局総務監察・広域調整部長を命ずる
（佐賀県警察本部警務部長）警視正　中道　一輔
中国四国管区警察局総務監察・広域調整部長を命ずる
（関東管区警察局情報通信部長）警察庁技官　初川　泰介
北海道警察情報通信部長を命ずる
（内閣官房内閣衛星情報センター分析部主任分析官）内閣事務官　佐藤　卓也
警視正に任命する
東北管区警察学校長を命ずる
（警察庁長官官房人事課監察官）警視長　伊藤　健一
関東管区警察学校長を命ずる
（関東管区警察局総務監察部首席監察官）警視正　角　広志
近畿管区警察学校長を命ずる（以上三月三十一日）
（警察大学校サイバーセキュリティ対策研究・研修センター付）警察庁技官　加門　俊彦
警視長に任命する
警察大学校サイバー警察教養部長兼教授を命ずる
（科学警察研究所法科学第三部付主任研究官）同　岩田　祐子
科学警察研究所法科学第三部長を命ずる
（科学警察研究所長）同　木下　博之
科学警察研究所法科学第四部長事務取扱を命ずる
（科学警察研究所交通科学部交通科学第二研究室長）同　岡村　和子
科学警察研究所交通科学部長を命ずる
（中国四国管区警察局情報通信部付）同　喜納　兼之
中国四国管区警察局情報通信部長を命ずる（以上四月一日）

福岡県

○議長選挙
香原勝司議長は、四月十一日辞職し、同日次の者が選挙された。
議長　藏内　勇夫

皇室事項

行幸
天皇陛下は、四月十八日午後六時十六分御出門、バレエ公演「ジゼル」を御鑑賞のため、新国立劇場（渋谷区）へ行幸、同十時四十分還幸になった。

官庁報告

官庁事項

国営東近江土地改良事業（区画整理・農業用用排水）計画の公告
土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、国営東近江土地改良事業（区画整理・農業用用排水）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。
なお、この土地改良事業計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に審査請求をすることができる。
また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。
令和7年4月25日
農林水産大臣　江藤　拓
1　縦覧に供すべき書類の名称
国営東近江土地改良事業計画書（区画整理）の写し
国営東近江土地改良事業計画書（農業用用排水）の写し
2　縦覧期間
令和7年4月25日から令和7年5月16日まで
3　縦覧場所
農林水産省近畿農政局のウェブサイト

近畿地方整備局公示
電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。
令和7年4月25日
近畿地方整備局長　長谷川朋弘

道路の種類	路線名	区間
一般国道	171号	高槻市朝日町200番7から同市富田丘町200番37までの上下線

北海道開発局公示
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和七年四月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。
令和七年四月二十五日
北海道開発局長　坂場　武彦

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　三十八号
(三) 占用を制限する区域

区域	備考
北海道空知郡南富良野町字幾寅六八七番一地内	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(四) 制限の対象とする占用物件
(五) 占用を制限する理由
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日
令和七年四月二十六日
(七) 図面縦覧場所
北海道開発局及び同局旭川開発建設部